

Kビジョン株式会社
テレビサービス加入契約約款

Kビジョン株式会社（以下「当社」という）と、当社が行うテレビサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は、定められた区域（以下「サービス区域」という）において、当社のサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により、加入者に次のサービスを提供します。

ただし、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります。

（一）基本サービス1

地上アナログ放送、地上デジタル放送、BS デジタル放送、CS デジタル放送、BS アナログ放送、CS アナログ放送、FM ラジオ放送、自主放送サービスのうち、加入者が別表1で定める基本サービス料の支払いにより視聴可能となるサービス。

（二）基本サービス2

地上アナログ放送、地上デジタル放送、BS アナログ放送、CS アナログ放送、FM ラジオ放送、自主放送サービスのうち、加入者が別表1で定める基本サービス料の支払いにより視聴可能となるサービス。

（三）デジタル有料放送サービス

基本サービスに加えて加入者が希望により BS デジタル放送および CS デジタル放送のうち、別表1で定めるデジタル有料放送サービス料の支払いにより視聴可能となるサービス。

第2条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）ごととします。

なお、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、建物代表者と各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。

ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- （一）加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- （二）その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- （三）本施設の構築が困難であると判断される場合
- （四）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第4条（契約の申込の撤回等）

加入者は申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込の撤回又は解除を行うことができます。

- 2. 前項の規定による契約の申込の撤回等は、同項の書面を発した時に効力を生じます。
- 3. 第1項の規定により契約の申込の撤回等を行った場合は、加入金の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ契約の申込の撤回をする等の悪意の意思をもって申込を行った場合は、この限りではありません。

第5条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書（以下「文書」という）により何等の意思表示もない

場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

なお、集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物代表者との契約が解約になったときには、第24条第1項の規定にかかわらず加入契約を解約するものとし、

第6条（加入金）

加入者は、料金表に基づき加入金を契約成立日から別途支払い方法により、支払うものとし、

2. サービス期間を設け、加入金の特別割引を行うことがあります。但し、既加入者には適用しません。
3. 経済環境の変動その他の事情により、加入金を改正することがあります。ただし、既加入者には適用しません。

第7条（利用料金）

加入者は、別表1に定める利用料金を当社に支払うものとし、ただし、次の項目については、以下の条件を満たす加入者に適用します。

（一）施設利用料

集合共同引込の建物で、当該建物全世帯分の契約料を一括全納する加入者。

（二）難視コース

国が指定する「新たな難視地区」「デジタル混信地区」のエリア内でサービスを受ける加入者。

2. 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。
3. 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに当該加入者に通知します。
4. NHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）は、当社が設定した利用料金の中に含まれません。

第8条（セットトップボックス）

加入者は、当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品（以下「STB」という）を当社より購入または別表2のレンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、付属のBSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）および専門チャンネル用ICカード（以下「C-CASカード」という）の取扱いについては、第26条の規定によるものとし、

2. 第1項により加入者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとし、ただし、加入者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、加入者は別表6に定める手数料を当社に支払うものとし、また、当社が認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。
3. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。
4. 第1項により当社よりSTBの貸与を受ける加入者は、解約時に当社にSTBを返還するものとし、
5. STB保証金を当社に預け入れている加入者に関しては、解約時に加入者は当社へSTBを返還するものとし、その際には当社は加入者に保証金を無利息で返戻します。
6. 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとし、
7. BS・CSデジタル放送は、当社の指定するSTBが設置された場合のみご利用いただけます。
8. 不特定多数者の利用に供する場所及び入場料を徴収する場所では、STBの設置は出来ないものとし、
9. 録画機能付きSTBの使用に際し、録画機能付きSTBの故障、不具合、誤操作、その他の理由により録画・編集されたデータ（以下「録画内容」という）が消失した場合、これにより生じた損害については、原因の如何を問わず当社はその責任を負わないものとし、
10. 録画機能付きSTBの使用に際し、録画機能付きSTBの故障、不具合、誤操作、その他の理由により放送番組が正常に録画できなかった場合、これにより生じた損害については、原因の如何を問わず当社はその責任を負わないものとし、

11. 加入者は録画機能付き STB を解約または故障等により修理・交換が必要な場合、予め録画内容および個人情報を消去するものとします。未消去の状態で見捨てた場合、当社は加入者に通知なく消去できるものとし、これにより生じた損害については、原因の如何に問わず当社はその責任を負わないものとします。
12. 録画機能付き STB の使用に際し、DVD ディスク、SD カード、その他の外部記録媒体及び装置へ保存した録画内容、放送番組、その他のデータが消失した場合、これにより生じた損害については、原因の如何を問わず当社はその責任を負わないものとします。
13. 第 1 項により加入者が当社より貸与を受ける STB については、録画機能付き STB の最低利用期間を 1 年とし、利用開始月から起算して 1 年以内に解約または利用中止する場合、加入者は残りの月数に相当する利用料を解約料として支払うものとします。
14. STB 購入の場合、STB の故障に伴う修理保証は、メーカー保証に準じ STB 購入から 1 年間になります。加入者の故意または重大な過失による損傷、雷等自然災害による損傷等は保証外になります。
15. STB を操作するためのリモートコントローラ（以下「STB リモコン」という）の経年劣化、または、加入者が故意または重大な過失による損傷、雷等自然災害による損傷等加入者が破損、紛失した場合は、いずれも加入者の必要に応じて、当社より購入するものとします。

第 9 条（施設の設置および費用負担）

当社は本施設のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は本施設のうち、保安器の出力端子以降のすべての施設（以下「加入者施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より 1 年間とします。
4. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

第 10 条（料金の支払い方法）

加入者は、当社に加入金、工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の 10 日（金融機関の休日の場合には翌営業日）に、当社が指定する方法により支払うものとします。
3. 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第 11 条（遅延損害金）

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年 14.6%（年 365 日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第 12 条（サービス提供の停止による損害の賠償）

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

- (一) 天災、事変
- (二) 放送衛星、通信衛星の機能停止
- (三) その他当社の責に帰することのできない事由

第 13 条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、

当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

第14条（設置場所の無償使用）

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第15条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第16条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第17条（無断視聴の禁止）

加入者が、テープ、配線等により当社のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。無断視聴者を確認した場合は、当社が次の損害賠償を請求するものとします。

(一) 加入金相当額

(二) 加入者が無断視聴者の居住する地点に放送サービスを開始した日を起算日として、無断視聴の事実を当社が確認した日に至るまでの間の利用料相当額。

第18条（故障）

当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビ、ステレオ等に起因する受信異常については、この限りではありません。

2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。

3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第19条（一時停止）

加入者は、当社のサービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に文書により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合は、サービスの提供の一時停止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時停止はできないものとします。

2. 停止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の料金を第7条第1項の規定にかかわらず無料とします。なお、停止した日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。

3. 第1項の一時停止期間は、最長1年とします。

4. 加入者は、当社のサービスの提供の再開を希望する場合は、別表6に定める再開手数料を当社に支払うものとします。

5. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の翌月分の利用料金と合わせて収納します。

第20条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第21条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り、受信設備の設置場所を変更できるものとし、変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。

(一)変更先が同一の敷地内又は建物内の場合。

(二)変更先が当社の業務区域内で、最寄りのタップに余裕がある場合。

2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第22条（名義変更）

相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社の確認を得て、別表6に定める名義変更手数料の支払いにより、旧加入者の名義を変更できるものとします。

2. 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

3. 第1項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。

第23条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2. 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

3. 加入者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第3条の規定に準じて取扱うものとします。

第24条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金はその希望する日の属する月の末日まで支払うものとします。

2. 第1項による解約の場合、加入者は、第7条第1項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

3. 第1項による解約の場合、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

4. 解約の場合、当社は別表7に定める規定に基づき、加入金の払い戻しをいたします。

5. 契約を解消した場合でも、加入者の故意又は過失により、解約前に生じた加入者の保証すべき責任及び負うべき業務は失効しないものとします。

第25条（契約の解除）

当社は、加入者または第10条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。

なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下「未納料金」という）を支払う義務を負います。ただし、当該加入者が第8条第5項のSTB保証金を当社に預け入れている場合には、当社はその保証金をもって未納料金の一部または全額を相殺することができるものとします。ならびに、第24条4項の払い戻し規定の払戻金をもって未納料金の一部または全額を相殺することができるものとします。

2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

3. 前二項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、デジタル有料サービス料、その他これに類する料金などが払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社はその責任を負わないものとします。

第26条 (B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて)

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、STBの購入、貸与の別にかかわらず、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者は別表6に定める手数料を当社に支払うものとします。
5. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。
6. 基本サービス1、基本サービス追加、デジタル有料サービスは、当社より貸与するB-CASカード及びC-CASカードを使用した場合のみ利用できます。

第27条 (加入者個人情報の取扱い)

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という)に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針(以下「宣言書」という)及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」という)が当社に対して行う各種求めに関する手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第28条 (加入者個人情報の利用目的等)

当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- (一) サービス契約の締結
 - (二) サービス料金の請求
 - (三) サービスに関する情報の提供
 - (四) サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - (五) 受信装置の設置及びアフターサービス
 - (六) サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - (七) サービスの提供に関連しての第三者への提供(第三項に該当する場合に限る)
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - (一) 法令に基づく場合
 - (二) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (三) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (四) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - (一) 本人が書面等により同意した場合
 - (二) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ. 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ. 第三者への提供の手段又は方法
 - エ. 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - (三) 第29条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
 - (四) 第30条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
4. 当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別表3のとおりです。
5. 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合には、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
6. 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
 - (一) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (二) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (三) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第29条（加入者個人情報の共同利用）

当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

2. 当社は、第3条第1項第1号から第4号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第25条第1項若しくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項又は第25条第1項若しくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。

第30条（加入者個人情報の取扱いの委託）

当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3. 当社は、第一項の委託先との間で、第28条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第31条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、

加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理等について、指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第32条（本人による開示の求め）

本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2. 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- (一) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (二) 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (三) 他の法令に違反することとなる場合

3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第33条（本人による利用停止等の求め）

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し次に掲げる求めを行うことができます。

- (一) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
- (二) 加入者個人情報の利用の停止
- (三) 加入者個人情報の第三者への提供の停止

2. 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第34条（本人確認と代理人による求め）

当社は、第28条第6項、第32条第1項又は第33条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2. 本人は、第28条第6項、第32条第1項又は第33条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第35条（本人の求めに係る手数料）

当社は、第28条第6項及び第32条第1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求します。

2. 前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の利用料金と合わせて収納します。

3. 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第36条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第37条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第28条第6項、第32条第1項又は第33条第1項に基づく求め、第36条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第38条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表5に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第39条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
3. 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第32条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第40条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については山口地方裁判所を管轄裁判所とします。

第41条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとしします。

第42条（約款の改正）

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとしします。
2. 一括加入、業務用等については別に定めます。
3. この約款は、平成23年6月1日より施行します。

別表1 ◆料金表（消費税込）◆

1. 加入金

項目	単位	料金
加入金	引込線の1回線毎	31,500円
引込工事費	引込線の1回線毎	21,000円
宅内工事費	引込線の1回線毎	別途見積

2. 利用料

2-1 基本サービス1

STB区分	項目	単位	料金（月額）
貸出	デラックス+HDコース	1契約	3,780円
	デラックスコース	1契約	3,360円
	ライトコース	1契約	2,100円
販売	デラックス+HDコース	1契約	3,360円
	デラックスコース	1契約	2,940円
	ライトコース	1契約	1,680円

2-2 基本サービス2

項目	単位	料金（月額）	条件
基本料	1世帯当たり	1,575円	平成21年3月末日をもって新規受付を終了しました
施設利用料	1世帯当たり	1,260円	集合住宅など ※旅館・ホテル・病院などの料金は別途規程による
難視コース	1世帯当たり	1,260円	国が指定する「新たな難視地区」 「デジタル混信地区」の加入者

2-3 基本サービス追加

STB区分	項目	単位	料金（月額）
貸出	デラックス+HDコース	1契約	2,205円
	デラックスコース	1契約	1,785円
	ライトコース	1契約	525円
販売	デラックス+HDコース	1契約	1,785円
	デラックスコース	1契約	1,365円
	ライトコース	1契約	105円

2-4 デジタル有料サービス

項目	単位	料金（月額）
デジタルWOWOW	セットトップボックス1台毎	3chで2,415円 (別途契約)
デジタルWOWOW2		
デジタルWOWOW3		
スターチャンネル	セットトップボックス1台毎	3chで1,890円
スターチャンネルプラス		
スターチャンネルクラシック		

スターチャンネルハイビジョン	セットトップボックス 1 台毎	3ch で 1,890 円
スターチャンネルプラス		
スターチャンネルクラシック		
衛星劇場	セットトップボックス 1 台毎	1,890 円
衛星劇場 HD	セットトップボックス 1 台毎	2,100 円
東映チャンネル	セットトップボックス 1 台毎	1,575 円
フジテレビNEXT	セットトップボックス 1 台毎	1,260 円
Mnet	セットトップボックス 1 台毎	1,575 円
J sports Plus	セットトップボックス 1 台毎	1,365 円
J sports Plus HD	セットトップボックス 1 台毎	1,470 円
A T-X	セットトップボックス 1 台毎	1,890 円
グリーンチャンネル	セットトップボックス 1 台毎	2ch で 1,260 円 (別途契約)
グリーンチャンネル 2		
レジャーチャンネル 1	セットトップボックス 1 台毎	1,575 円
レジャーチャンネル 2		

別表 2 ◆各種機器のレンタル料金◆

項目	区分	料金 (月額)
セットトップボックス	標準タイプ	別表 1 のデラックス+HDコース、デラックスコース、ライトコースの料金に含む。
	らくらく録画タイプ (録画機能付き STB)	1,260 円
	らくらく録画タイプ II (録画機能付き STB)	630 円

◆各種機器の販売価格◆

項目	区分	単位	販売価格
セットトップボックス	らく録ブルーレイ (TZ-BDT910P)	1 台毎	128,100 円
リモコン	S T B リモコン	1 台毎	3,150 円

別表 3 ◆加入者個人情報を提供する第三者の一覧表◆

<ol style="list-style-type: none"> 1. 加入者との契約を代理する指定特約店 2. 加入者との工事を代理する指定工事業者 3. 加入者の信用照会のための使用情報機関 (必要な場合) 4. 番組表等の送付委託先 5. 加入者が利用料等を滞納した場合の滞納取立者

別表 4 ◆加入者が行う請求の種別とその料金 (消費税込) ◆

項目	単位	料金
個人情報の開示及び個人情報利用目的の通知	1 回毎	1,050 円

別表 5 ◆加入者個人情報の種類とその保存期間◆

当社と加入者との加入契約に伴い入手した加入申込者、入居者の個人情報保存期間は、解約月の翌月から1年以内とする。ただし、利用料金の滞納、および本契約に違反した場合はこの限りではない。

別表6 ◆手数料（消費税込）◆

項目	単位	料金	区分
STB破損・紛失等	セットトップボックス1台毎	31,500円	標準タイプ
		105,000円	らくらく録画タイプ (録画機能付きSTB)
		63,000円	らくらく録画タイプⅡ (録画機能付きSTB)
再開手数料	引込線の1回線毎	3,150円	
名義変更手数料	1回毎	1,050円	
C-CASカード破損・紛失等	C-CASカード1枚毎	2,100円	

別表7 ◆払い戻し規定◆

業務区域外への転居等で加入契約から5年以内に解約された場合の支払加入金は、以下の計算式により払い戻します。

$$\text{返戻加入金} = (\text{支払加入金}) - (\text{支払加入金} \times \text{月数} \times 1 / 60)$$

(注) 月数は加入契約月から解約月までの月数。ただし、加入月および解約月を含む。